

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月30日（平成28年（行情）諮問第278号）

答申日：平成28年9月15日（平成28年度（行情）答申第332号）

事件名：「潜水艦の友」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

『潜水艦の友』（2015. 5. 18－本本B240で特定された後に作成されたもの。）＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「潜水艦の友」第97号（平成27年10月）（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成27年12月21日付け防官文第20185号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，異議申立書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

- (1) 原処分については，記録された内容を精査し，支障が生じない部分については開示すべきである。
- (2) 国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。そこで電磁的記録形式が存在すれば，それについても特定を求めるものである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については，法9条1項の規定に基づき，平成27年12月21日付け防官文第20185号により，本件対象文書の一部が法5条1号の不開示情報に該当することから，当該部分を不開示とする一部開示

決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## 2 文書特定について

本件開示請求にある「2015. 5. 18-本本B240」とは、「潜水艦の友」の開示を求める平成27年5月16日付け別件開示請求の受付番号であり、当該開示請求に対して「潜水艦の友」の第96号を特定していることから、その後本件開示請求を受理するまでの間に発行された第97号を本件開示請求に該当する行政文書として特定した。

## 3 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別紙のとおりである。

## 4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に精査した結果、その一部が別紙のとおり同条1号に該当することから、当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 異議申立人は、行政文書とは開示請求時点において当該行政機関が保有しているものであるとして、本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成元である海上自衛隊潜水艦教育訓練隊（以下「潜訓隊」という。）では、従来より電磁的記録で作成した原稿データを紙に印刷し、これを印刷用原稿として部外業者に手交しており、部外業者から引き渡しを受けている成果物も紙のみである。また、電磁的記録の原稿データは個人情報流出防止の観点から成果物を受領後に廃棄している。  
よって、同隊では本件対象文書の電磁的記録は保有しておらず、原処分を行う際及び本件異議申立てを受けた際に行った探索においても、電磁的記録は確認されなかった。
- (3) 以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月14日 審議
- ④ 同年9月13日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「潜水艦の友」第97号（平成27年10月）（本件対象文書）を特定し、隊員の顔写真（識別が容易でないと認められるものを除く。）及び隊員の年齢に関する情報が法5条1号に該当するとして当該部分を除いた部分を開示するとの原処分を行った。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、「潜水艦の友」は、潜訓隊が編集して発行している機関誌であり、潜水艦関連部隊の勤務者等からの寄稿等から成り、潜水艦の業務に関することから隊員個人の趣味等に至るまで幅広い内容の記事が掲載されていることが認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「潜水艦の友」は、隊務一般の啓もう及び意見交換等を目的として、国の予算において年2回作成・発行されており、防衛省・自衛隊内に配布されているとのことである。

異議申立人は、不開示部分の開示及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、上記第3の4（2）のとおり、本件対象文書については、電磁的記録で作成した原稿データを紙に印刷したものを印刷用原稿として部外業者に手交して、部外業者からも紙媒体により成果物を受領しており、電磁的記録の原稿データは個人情報流出防止の観点から成果物の受領後に廃棄している旨説明している。

上記説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、諮問庁から本件対象文書の製本印刷の調達に係る仕様書の提示を受け、当審査会事務局職員をしてその記載内容を確認させたところ、電磁的記録を原稿とする旨の記載はなかった。

以上によれば、本件対象文書の前号に当たる「潜水艦の友」（第96号。平成27年3月）についての先行答申（平成28年度（行情）答申第18号）における判断と同様、防衛省において、本件対象文書（紙媒体）の外に電磁的記録を保有しているとは認められない。

## 3 不開示情報該当性について

### （1）自衛官の写真の顔部分について

不開示部分のうち、自衛官の写真の顔部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛

官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分における自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

そして、本件対象文書が部内誌であり、外部に配布等がされていないものであることを踏まえれば、本件の顔写真は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

(2) 上記(1)以外の写真の顔部分について

不開示部分のうち、上記(1)以外の写真の顔部分は、一般公開見学者等の者の顔部分であると認められるところ、当該情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

(3) 自衛官の年齢に関する情報について

不開示部分のうち、自衛官の年齢に関する情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

(4) さらに、上記(1)及び(2)の各情報は、いずれも個人識別部分であり、また、上記(3)の情報は、当該自衛官の氏名等が既に開示されていることから、いずれについても、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙

不開示とした部分		不開示とした理由
頁	具体的箇所	
11, 12, 18, 20, 22, 24, 26~29, 31, 33, 35, 36, 38, 40, 42, 45~47, 50, 52, 54, 57, 58, 60~64, 67, 69~71, 73, 75, 77, 79, 81, 83, 89及び93	写真の顔部分（識別が容易でないと認められるものを除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
21及び34	隊員の年齢に関する情報	